

第1号議案 第1期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（16頁）に記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、当社としては、高速道路事業における賃借料の確実な支払いと自己資本の充実による経営基盤の強化を図るため、無配当とさせていただきたく、株主の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第2号議案 定款変更の件

1 変更の理由

(1) 会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

会社法において、定款で規定することとされた会社の機関を明記する規定を追加等するものであります。

会社法において、株主総会の開催地を制限する規定が撤廃されたため、株主総会の開催地の規定を削除するものであります。

会社法において、取締役の解任要件が特別決議から普通決議に改められたことに伴い、解任要件を従来どおり特別決議とする規定を追加するものであります。

取締役会の機動的、効率的な意思決定が可能となるよう、書面決議に関する規定を追加するものであります。

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外監査役との責任限定契約の締結を可能とする規定を追加するものであります。

その他、用語、引用条文の変更等、所要の変更を行うものであります。

(2) 管理有料高速道路に係る事業を会社の目的として明確に表現するよう、規定を追加するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は別表のとおりとなります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (商号)</p> <p>第1条 本社は、高速道路株式会社及び日本道路公団等民営化関係法施行法により設立し、西日本高速道路株式会社と称する。</p> <p>2 前項の商号は、英文では West Nippon Expressway Company Limited とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本社は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営む。</p> <p>(1) 道路整備特別措置法に基づき行う高速道路の新設又は改築</p> <p>(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理(新設及び改築を除く。)</p> <p>(3) 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理</p> <p>(4) 前3号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は地方道路公社の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>(5) 前各号の事業に附帯する事業 <新設></p> <p>2 本社は、前項の事業を営むほか、同項第1号から第3号までの事業に支障のない範囲内で、次の事業を営む。</p> <p>(1) 駐車場業、自動車ターミナル業及び倉庫業</p> <p>(2) 一般土木建築工事、土木工事、舗装工事、建築工事及び設備工事に関する設計、測量、監理及び施工</p> <p>(3) 橋梁工事に関する設計、測量、監理及び施工</p> <p>(4) 不動産の売買、仲介、鑑定、賃貸及び管理並びに公共用地の取得に関する補償コンサルタント業</p>	<p>第1章 総則 (商号)</p> <p>第1条 <現行のとおり></p> <p>2 <現行のとおり></p> <p>(目的)</p> <p>第2条 <現行のとおり></p> <p>(1) <現行のとおり></p> <p>(2) <現行のとおり></p> <p>(3) <現行のとおり></p> <p>(4) <現行のとおり></p> <p>(5) <現行のとおり></p> <p><u>(6) 日本道路公団等民営化関係法施行法に基づき行う管理有料高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理</u></p> <p>2 <現行のとおり></p> <p>(1) <現行のとおり></p> <p>(2) <現行のとおり></p> <p>(3) <現行のとおり></p> <p>(4) <現行のとおり></p>

<p>(5) 下記物品に関する貿易、売買、製造及び加工 道路施設用電気・通信機械器具及び土木・建築工事に用資機材 一般機械器具、輸送用機械器具及び精密機械器具 骨材・石膏品及びコンクリート製品 古物及び金属くずその他の再生資源 看板・標識案内板等 食料品、清涼飲料水及び酒類 飼料及び肥料 がん具</p>	<p>(5) <現行のとおり></p>
<p>(6) 下記施設の経営 飲食店及び宿泊施設 売店、コンビニエンスストア、ショッピング・センター、ホームセンター、ガソリンスタンド及び薬局 映画館、遊園地、遊戯場、貸スタジオ、易断所及びスポーツ施設 学校教育法による各種学校・学習塾等の教育・研修施設及び文化施設 保育所、託児所、老人ホーム、通所・短期入所介護施設及び医療施設</p>	<p>(6) <現行のとおり></p>
<p>(7) 道路運送法による自動車道事業及び自動車運送事業並びに港湾運送事業</p>	<p>(7) <現行のとおり></p>
<p>(8) 発電及び電気供給事業、電気通信事業、ガスパイプライン事業並びに上下水道・工業用水道事業</p>	<p>(8) <現行のとおり></p>
<p>(9) 出版業、広告業、放送業及び情報処理・提供サービス業</p>	<p>(9) <現行のとおり></p>
<p>(10) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システム・エンジニアリングその他のソフトウェアの取得・提供・販売</p>	<p>(10) <現行のとおり></p>
<p>(11) 自動車等販売業、自動車整備業、自動車運転代行業並びに路上における故障車、事故車等の救援及び移動に関する業務</p>	<p>(11) <現行のとおり></p>
<p>(12) 旅行業及び物品預り業</p>	<p>(12) <現行のとおり></p>
<p>(13) 療術業、洗濯業、理容・美容業、公衆浴場業、履物修理業、写真現像等の取次業、チケット類販売業及び郵便局受託業並びに冠婚葬祭及び各種催物の企画・立案・運営</p>	<p>(13) <現行のとおり></p>
<p>(14) 総合リース・レンタル業</p>	<p>(14) <現行のとおり></p>
<p>(15) 金融業及び損害保険代理業その他の保険媒介代理業</p>	<p>(15) <現行のとおり></p>
<p>(16) 警備業、労働者派遣業及び介護保険法による居宅サービス事業等の介護サービス業</p>	<p>(16) <現行のとおり></p>
<p>(17) 園芸農業、林業、漁業及び鉱業並びに農水産物の加工・販売</p>	<p>(17) <現行のとおり></p>
<p>(18) 一般廃棄物・産業廃棄物の処理及びその再生製品の販売並びに温室効果ガス排出権の取引</p>	<p>(18) <現行のとおり></p>
<p>(19) 前各号に関連する企画、調査、研究、コンサルティング及び技術の開発</p>	<p>(19) <現行のとおり></p>
<p>(20) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業</p>	<p>(20) <現行のとおり></p>

<p>(本店の所在地) 第3条 本会社は、本店を大阪府大阪市に置く。</p> <p><新設></p> <p>(公告の方法) 第4条 本会社の公告は、官報に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式 (会社が発行する株式の総数) 第5条 本会社が発行する株式の総数は、380百万株とする。</p> <p>(1単元の株式数) 第6条 本会社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(基準日) 第7条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人) 第8条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置き、名義書換等の事務を担当させることができる。 2 名義書換代理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。</p> <p>(株式取扱規程) 第9条 本会社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第10条 本会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集する。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 <現行のとおり></p> <p>(機関) 第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 <現行のとおり></p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、380百万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(基準日) 第8条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。 2 <現行のとおり></p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 本会社は、株式につき株主名簿管理人を置き、株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行うことを委託することができる。 2 株主名簿管理人、その設置の場所及びその権限は、取締役会において定め、公告する。</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 本会社が発行する株券の種類並びに株主名簿の作成及び備置き、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第11条 <現行のとおり></p>
---	---

<p>(株主総会の開催地) <u>第 1 1 条 株主総会は、本店所在地若しくはその隣接地又は東京都各区のいずれかにおいて開催する。</u></p> <p>(株主総会の議長) 第 1 2 条 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれに当たる。</p> <p>(決議方法) 第 1 3 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>商法第 3 4 3 条に規定する特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第 1 4 条 株主又はその法定代理人は、本会社の議決権を有する株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、総会ごとにあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録) 第 1 5 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 1 6 条 本会社に<u>1 0 名以内の取締役を置く。</u></p> <p>(取締役の選任決議) 第 1 7 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 前項の選任決議は、累積投票によらない。 <新設></p> <p>(取締役の任期) 第 1 8 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最</u></p>	<p><削除></p> <p>(株主総会の議長) 第 1 2 条 <現行のとおり></p> <p>(決議方法) 第 1 3 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第 3 0 9 条第 2 項に規定する特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第 1 4 条 <現行のとおり></p> <p>2 <現行のとおり></p> <p>(株主総会の議事録) 第 1 5 条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第 1 6 条 本会社の<u>取締役は、1 0 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任及び解任決議) 第 1 7 条 取締役は、株主総会において選任及び解任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <現行のとおり></p> <p>4 <u>取締役の解任決議は、第 1 3 条第 2 項に定めるところによる。</u></p> <p>(取締役の任期) 第 1 8 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に</u></p>
--	---

<p>終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 増員のために選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役の中から会長及び社長各1名、副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会を招集するには、会日より3日前までに、各取締役及び各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p><新設></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 本会社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>商法第266条第19項の規定</u></p>	<p>終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <現行のとおり></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 本会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを<u>選定する</u>。</p> <p>2 <現行のとおり></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 <現行のとおり></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 <現行のとおり></p> <p>2 <現行のとおり></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会の議事については、<u>法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 <現行のとおり></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定</u></p>
--	--

により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同条第19項各号に規定する金額の合計額とする。

(相談役及び顧問)

第26条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 本会社に4名以内の監査役を置く。

(監査役の選任決議)

第28条 第17条第1項及び第2項の規定は、監査役に準用する。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役は、互選により常勤監査役若干名を定める。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会を招集するには、会日より3日前までに、各監査役にその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

(相談役及び顧問)

第26条 <現行のとおり>

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 本会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任決議)

第28条 <現行のとおり>

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 <現行のとおり>

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 <現行のとおり>

2 <現行のとおり>

(監査役会の決議方法)

第32条 <現行のとおり>

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第34条 <現行のとおり>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 本公司は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>第6章 計算 (営業年度)</p> <p>第36条 本公司の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>2 前項の配当金については、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本公司は支払の義務を免れる。</p> <p>3 第1項の配当金には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第38条 本公司は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に中間配当金を支払うことができる。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、<u>中間配当金</u>に準用する。</p> <p>附 則</p> <p>(設立に際して発行する株式)</p> <p>第1条 本公司の設立に際して発行する株式の</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 本公司は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 <u>本公司は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任決議)</p> <p>第36条 第17条第1項の規定は、<u>会計監査人に準用する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第37条 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第38条 本公司の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第39条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>2 前項の配当については、支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、本公司は支払の義務を免れる。</p> <p>3 第1項の配当には、前項の期間内であっても、利息を付さない。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 本公司は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に中間配当金を支払うことができる。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、<u>中間配当金</u>に準用する。</p> <p>附 則</p> <p>(設立に際して発行する株式)</p> <p>第1条 <現行のとおり></p>
--	--

総数は、95百万株とし、1株の発行価額は、1,000円、1株の発行価額中資本に組み入れない額は、500円とする。

(設立の際の出資)

第2条 本会社の設立に際し、日本道路公団は、日本道路公団等民営化関係法施行法第7条の規定により、同法第15条第1項に規定する承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとし、その価格は950億円とし、これに対し、95百万株を割り当てる。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第3条 本会社の最初の取締役及び監査役の任期は、その就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(最初の営業年度)

第4条 本会社の最初の営業年度は、第36条の規定にかかわらず、本会社の成立の日から平成18年3月31日までとする。

(設立費用)

第5条 本会社の負担すべき設立費用は、1,000万円以内とする。

(設立の際の出資)

第2条 <現行のとおり>

(最初の取締役及び監査役の任期)

第3条 <現行のとおり>

(最初の営業年度)

第4条 <現行のとおり>

(設立費用)

第5条 <現行のとおり>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式 の数
1	石田 孝 (昭和18年1月29日)	昭和41年4月 株式会社神戸製鋼所入社 平成4年6月 同 取締役 平成11年6月 同 専務執行役員 都市環境カンパニー執行副社長 平成14年6月 コベルコ建機株式会社 代表取締役社長 平成16年4月 コベルコクレーン株式会社 代表取締役社長 (兼)コベルコ建機株式会社 代表取締役会長 平成17年10月 当社 代表取締役会長 現在に至る	
2	奥田 楯彦 (昭和19年9月9日)	昭和43年4月 日本道路公団採用 平成13年2月 同 中部支社長 平成14年7月 同 審議役 平成15年6月 財団法人道路サービス機構 参与 平成16年6月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社 代表取締役社長 現在に至る	
3	山本 正堯 (昭和18年10月11日)	昭和43年4月 建設省採用 平成10年6月 同 都市局長 平成13年1月 国土交通省 政策統括官 平成13年8月 日本道路公団 理事 平成17年10月 当社 専務取締役 現在に至る	

4	河本 造 (昭和29年2月21日)	昭和51年4月 平成11年12月 平成12年6月 平成15年6月 平成17年10月	関西電力株式会社入社 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフリーダー 同 グループ経営推進室 電力関連事業支援グループ チーフマネジャー 同 グループ経営推進本部 グループ経営管理支援グループ チーフマネジャー 当社 取締役 現在に至る	
5	高田 邦彦 (昭和21年7月26日)	昭和46年4月 平成11年7月 平成12年10月 平成14年3月 平成17年4月 平成17年10月	建設省採用 同 関東地方建設局長 財団法人日本建設情報総合センター 審議役 広島高速道路公社 理事長 財団法人日本建設情報総合センター 審議役 当社 取締役 現在に至る	

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者石田孝氏は、本年6月20日に、添付書類7ページ記載の西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社の代表取締役会長に就任する予定です。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名（生年月日）	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	石川 浩三 （昭和22年9月25日）	昭和46年4月 国税庁採用 平成12年7月 同 東京国税不服審判所次席国税審判官 平成14年7月 同 名古屋国税不服審判所長 平成15年7月 財団法人ハイウェイ交流センター 監事 平成17年10月 当社 監査役（常勤） 現在に至る	
2	惣福脇 亨 （昭和17年7月20日）	昭和41年4月 九州電力株式会社入社 平成13年7月 同 執行役員 経営管理室長 平成14年7月 同 執行役員 熊本支店長 平成16年6月 同 監査役 平成17年10月 当社 監査役（非常勤） 現在に至る	
3	土岐 憲三 （昭和13年8月29日）	昭和41年4月 京都大学 工学部助教授 昭和51年4月 京都大学 防災研究所教授 平成5年4月 京都大学 工学部教授 平成9年12月 京都大学 大学院工学研究科長兼工学部長 平成13年4月 京都大学 総長補佐 平成14年4月 立命館大学 理工学部教授 平成17年10月 当社 監査役（非常勤） 現在に至る	

（注）1．監査役候補者石川浩三氏、惣福脇亨氏及び土岐憲三氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者です。

2．監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上